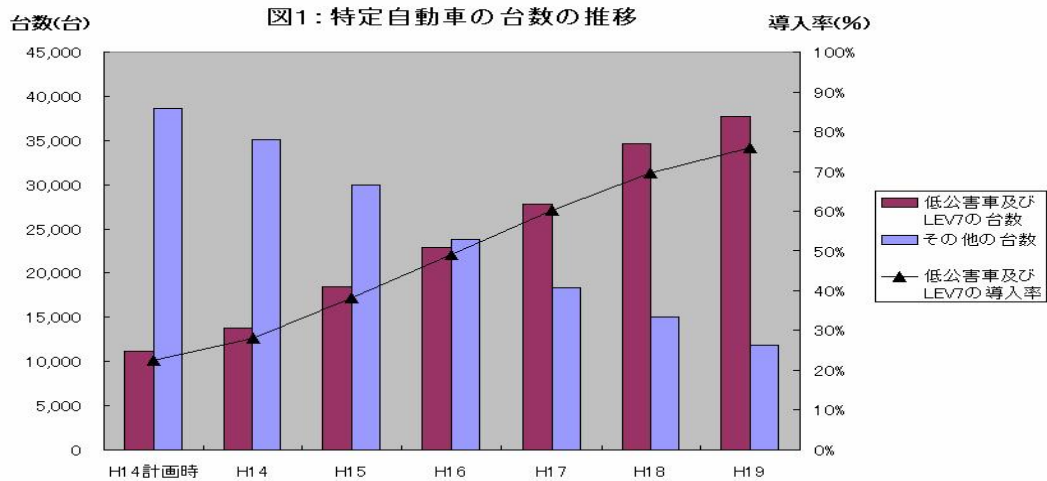


事業者の自動車排出ガス対策が着実に進んでいます



自動車を30台以上使用する特定事業者から平成20年度に大阪府へ提出のあった「平成19年度自動車使用管理実績報告書」に基づき、平成14年度から継続して報告のある事業者521社のデータの推移をとりまとめました。

- 継続事業者521社では、低公害車の占める割合が前年度より6.3ポイント増加し76.1%となりました。
- 平成14年度当初の計画策定時から、自動車のNOx（窒素酸化物）及びPM（粒子状物質）排出量がそれぞれ54%、29%と大幅に削減されました。

低公害車が過半数

低公害車[※]及びLEV-7[※]の平成19年度末の導入台数は、平成14年度当初計画作成時からの約5年間で約3.4倍となり、全車両に対する割合は76.1%となりました。（図1、表1）

※低公害車：天然ガス車、ハイブリッド車、電気自動車、メタノール車
 ※LEV-7：京阪神の7自治体（京都府・大阪府・兵庫県・京都市・大阪市・堺市・神戸市）が、市販のガソリン車・ディーゼル車等の中でも、より排出ガスの少ないものとして指定した自動車（京阪神7府県市指定低排出ガス車）

表1：自動車台数の推移 (単位: 台)

	H14 計画	H14 年度末	H15 年度末	H16 年度末	H17 年度末	H18 年度末	H19 年度末
低公害車及びLEV7の台数	11,177 (22.4%)	13,765 (28.1%)	18,442 (38.1%)	23,005 (49.0%)	27,834 (60.3%)	34,698 (69.8%)	37,698 (76.1%)
その他の台数	38,690 (77.6%)	35,153 (71.9%)	30,021 (61.9%)	23,914 (51.0%)	18,325 (39.7%)	15,028 (30.2%)	11,819 (23.9%)
合計	49,867 (100.0%)	48,918 (100.0%)	48,463 (100.0%)	46,919 (100.0%)	46,159 (100.0%)	49,726 (100.0%)	49,517 (100.0%)

走行距離は増加

平成 19 年度の年間総走行距離は、平成 14 年度計画作成時に比べ、4.1% 増加しましたが、対前年度比では 0.4% 減少しました。(図 2、表 2)

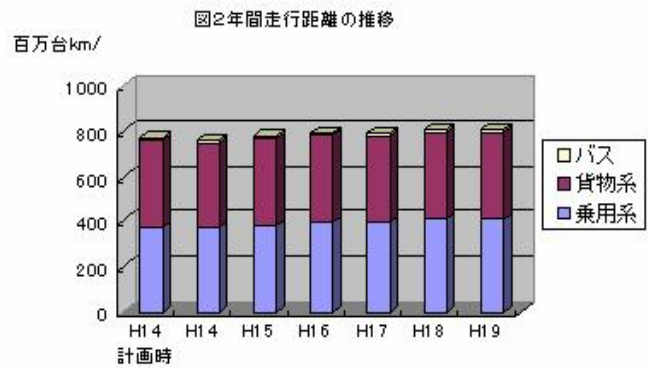


表2:年間走行距離の推移

(単位:百万Km/年)

	H14 計画時	H14 年度末	H15 年度末	H16 年度末	H17 年度末	H18 年度末	H19 年度末	増減率
総走行距離	775	762	781	795	791	810	807	4.1%
乗用系	371	370	380	400	396	408	412	11.1%
貨物系	393	382	390	384	384	390	384	-2.3%
バス	11	10	10	11	11	11	11	0.0%

増減率は、H14計画時からの増減率

NOx・PM の排出量が大幅に削減

事業者の着実な取組みによって、平成 19 年度中の自動車からの排出量は、NOx が 330 t、PM が 18 t で、平成 14 年度計画作成時に比べ、それぞれ NOx が 54%、PM が 29% 削減されました。(図 3、表 3)

1 社当たりの排出量で見ると、NOx が 634kg、PM が 35kg となっています。(表 4)

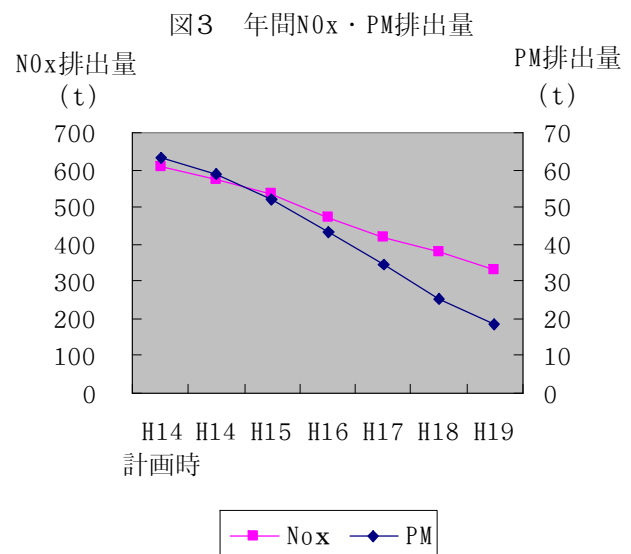
表3 年間NOx・PM排出量の推移(単位:t)

	H14 計画	H14	H15	H16	H17	H18	H19	増減率
Nox	607	573	533	473	417	379	330	-46%
PM	63	59	52	43	35	25	18	-71%

増減率は、H14計画時からの増減率

表4:1社当たり年間NOx・PM排出量の推移(単位:kg)

	H14 計画時	H14	H15	H16	H17	H18	H19
Nox	1166	1100	1023	908	801	728	634
PM	121	113	100	83	67	49	35



自動車NOx・PM法に基づく特定事業者について

- 大阪府内の対策地域(大阪市をはじめとする 37 市町)において自動車(軽自動車等を除く。)を 30 台以上使用する事業者を「特定事業者」といいます。
- 大阪府へは、バス・タクシー・貨物運送事業者以外の「特定事業者」から、NOx 等の排出抑制のための計画書及びその実施状況の報告書が提出されます。
- 計画書等を提出している特定事業者数は、平成 20 年 12 月末現在で 602 社です。